

ガス水道局の本支管工事における談合疑惑の解明を求めて

意見交換会

2015/01/18

1 この間の経緯

2013年12月 橋爪議員の一般質問にて、談合疑惑が明るみに

同月～2014年1月 ガス水道局による関係事業者・職員への聞き取り調査

2014年2月 同調査の最終報告

市民とともに談合疑惑解明を求めるつどい

3月 公正取引委員会に通知

6月 入札監視委員会の開催と入札制度検討委員会設置に関する請願を否決

7月 談合問題を考えるシンポジウム 助言者：齋藤裕弁護士

9月 上越市議会に百条委員会を設置し、ガス水道局発注工事にかかる談合疑惑の解明を求める
請願を否決

2 今後の運動に向けて

公正取引委員会・・・捜査権あり、捜査開始の有無、進捗状況等は非公開

市民としてできること

① 住民監査請求

② 監査結果又は勧告、議会・長その他の執行機関又は職員の措置 に不服があるとき、
又は、監査委員が監査又は勧告を60日内に行わないとき、議会・長その他の執行機関又は職員
が措置を講じないとき

裁判所に対し、通知があった日等から30日以内に住民訴訟を起こすことができる

3 いくつかの課題

① 請求代表者が必要・・・裁判の際の原告に

多くの例では、追及の前面に立っている議員ではなく、一般の有権者

② 監査請求や訴訟を個人で行うか、団体を立ち上げて行うか。

③ 裁判の場所・・・新潟地裁本所

④ 運動を支える資金

⑤ その他